

(下線__は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	(取締役の責任免除) 第30条 当社は、 <u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2 当社は、 <u>会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に、 <u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額とする。</u> (以降条数繰り下げ)
第30条～第38条 (条文省略)	第31条～第39条 (現行どおり)
(新設)	(監査役の責任免除) 第40条 当社は、 <u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2 当社は、 <u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額とする。</u> (以降条数繰り下げ)
第39条～第46条 (条文省略)	第41条～第48条 (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成29年6月23日(金曜日)
平成29年6月23日(金曜日)

以 上